

審議会等の 名 称	第 1 回 瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 会議
開 催 日 時	平成22年6月22日(火曜日) 午後 1時30分から 4時30分
開 催 場 所	瑞穂市役所 議員会議室
議 題	平成22年度 瑞穂市まちづくり基本条例(案)について
出 席 委 員 欠 席 委 員	出席委員 会長 星川睦枝、副会長 廣瀬英昭、太田定敏、加藤佳子、古山華子、杉浦信子、関谷紀子、高梨文彦、棚橋和子、鳥居与記、廣瀬彌恵子、古川貴敏、古川正敏、若園昭夫、臼井英俊 欠席委員 無
公開の可否 (非公開理由)	可
傍 聴 人 数	1 人
審議の概要	<p><b>【事 務 局】</b></p> <p>このまちづくり基本条例は、重要な事項として市役所でも考えています。条例を作成するにあたっては、皆様の気運が盛り上がりその醸成により条例ができてくるのが理想であると考えています。そのためまず市民参加ということを目指し審議会への公募委員参加、パブリックコメントの実施、中にはアンケートの実施をおこない土壌づくりを進めてきました。まちづくり基本条例は理念条例でございますので、既に個人情報保護条例や、情報公開条例等整備されているものもありますが、それらの基本理念を作る条例となります。</p> <p>全国の自治基本条例の制定状況ですが、平成20年2月では、147市町村あります。当市では策定にあたり、名称をどうするかでまず検討しましたが、イメージ的にまちづくり基本条例の方が市民参加を促し易いと考え「瑞穂市まちづくり基本条例」としました。条例案策定の経緯については、20年8月に庁内で協議を始めていましたが、途中突発的に定額給付金事業が始まり中断していましたが、計7回協議を行っています。</p> <p>条例案の概略ですが、いま自治体は自分たちのまちは、自分たちで運営していく時代になりました。また、国の政権の交代により、地方への財源と権限はさらに移譲され、本格的な地域主権の時代になります。</p> <p>市民、市議会と市長をはじめとする市職員が、お互いに力をあわせ、ともに考え、自由に住み良い、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進します。まちづくりのルールを基本条例として制定します。これが条例案の第1条に記載してあります。</p> <p>市民との協働のまちづくりは、市が保有する情報をできる限りわかりやすくお知らせすることから始まります。市の広報紙、ホームページや各種会議などを通じて情報をお知らせします。第10条に記載してあります。</p>

次に市民・執行機関・市議会の相互の関係については、市民と議会の関係については、市民から市議会へは、**請願・陳情・傍聴**、市議会から市民へは、**ひらかれた議会**となり、市民と執行機関との関係については、市民から執行機関へ**審議会・懇談会・ワークショップ・パブリックコメント・住民投票**となり、執行機関から市民へは、**情報共有・コミュニティ支援・情報公開・個人情報保護**、執行機関と市議会の関係については、執行機関から市議会へ**条例・予算・決算など議案の提出**、市議会から執行機関へは、**審議・監視**といった役割となっています。

まちづくり基本条例推進委員会については、条例の制定、見直し、協働のまちづくりに関する重要事項を審議する委員会となります。

市民、議会、市の執行機関がお互いの立場を尊重しながら、地域や社会の課題を解決し、地域でできることは地域で協力しながら進めます。こちらは、条例案の第17条に記載してあります。

次に**まちづくり基本条例制定の必要性**については、2002年に始まった「三位一体改革」、2008年の「地方分権推進法」の成立により、国から地方への税源の移譲、権限等の委譲が進められ、地方自治体は、国と対等の関係へと大きく変わりつつあります。また、2009年の国の政権の交代は、本格的な地域主権の時代の幕開けです。これまでは、国の権限面、財政面における関与・規制下での事業の実施や、国、県の補助金に頼った自治体行政の運営が進められ、自治体の自主的な判断による行政の運営が制限されてきました。これからの自治体は、限られた財源、限られた資源をより有効に活用しながら、自分たちのまちは自分たちで継続的に築き、運営していかねばなりません。市民一人ひとりの知恵とエネルギーを活かし、活力ある自治体経営に努める必要があります。国、県、市町村は、情報を提供し、市民参加の機会をつくり、市民が主体的に参加、判断、協働できるまちづくりを進め、個性豊かな自治体経営を行います。こうした地域主権社会をつくるにはルールが必要です。このルールをまちづくり基本条例として制定し、市民、議会、行政が一体となって市民総参加による協働のまちづくりを推進するため本条例は基本的なルールとしてご審議頂きたいと思います。

(条例案説明)

**【事務局】**

この条例案には前文があります。日本国憲法では前文がありますが、当市では前文を入れ制定されている条例はありません。今回この条例は、まちの憲法と言われていることもあります。前文についてもご意見を頂きたいと思っています。

**【会長】**

事務局へご質問・意見がありますか。

**【委員】**

他の委員会にも出席していますが、他の計画等でも同じような表現が多いのですが、前文については、関連性をもって策定されているのかどうか。

**【事務局】**

基本はまちの特性になりますので、似かよった表現になってしまいます。

**【副会長】**

関連があるということですか。特に反論ではなくこれはこれで良いと思います。

**【事務局】**

市民憲章というのが既に制定されていますが、市民憲章とまちづくり基本条例は、どちらを先に制定すべきなのかという議論もあります。まず皆様に親しみあるものと言う目的で市民憲章を先に制定しています。そのようなことから市民憲章で聞いた言葉が入ってくる部分もあると思います。

**【委員】**

今の進み方でこの条例案を基に審議を進める方針でよろしいですか。

**【事務局】**

本来ですと推進委員会で最初から条例案を策定する方法もありますが、その方法ですと期間的にかかなりの期間を要するのではないかと考えています。円滑に進めるためにも案を策定しておりますが、この案は土台として考えていますので必ずこの案でという方

針ではありません。

【委員】

そうしますとこの条例案を基本ベースに進め、文言等修正・追加をおこなっていくという事ですね。

【事務局】

今回の会議は、この条例案の考え方を説明し、まちづくり基本条例をご理解頂くつもりです。修正等については、次回以降で考えています。今回お示した、「まちづくりとは」と「まちづくり基本条例はどういうものか」のご理解を頂く考えです。庁内のワーキングチームでも他市条例を参考として内容を勉強しながら策定してきた経緯もあります。しかし職員だけで作成するのではなく、市民の皆様の視点で見て頂き、ご意見を聞き一緒に策定し進めていきたいと考えています。

【会長】

内容の意見は今後時間をかけてということですね。それでは続けてお願いします。

【委員】

質問ですが、憲法というお話がありましたが、国の憲法は国家権力が国民に対し暴走しないようある程度の足かせになっているわけですが、市民の憲法として位置づけするのであれば、他条例の上位に位置付けする条例でということですか。

【事務局】

法律には一般法と特別法がありますが、その基本的理念に憲法があると思います。まちづくり基本条例がそこまでの位置かどうかは別にして、他条例の上位にはなると思います。しかしながら法律の範囲内での制定となります。例えば法律で認められている範囲以上の規制までできるものではないと考えています。この条例案では、まちづくりの基本ルールを決める意味合いで、理念条例ですので住民参加・協働のルールとして考えています。この条例は無いと行政が事務を執行できないわけではないですが、市民参画・協働の基本部分は、この条例に基づいてくる位置付けです。

【委員】

今回制定するまちづくり基本条例に沿っていない他条例の見直しも進めるといった方針でよろしいですか。

【事務局】

まちづくり基本条例にあっていない条例があれば検証する必要があると思いますが、今の時点では特にはないと思います。

【会長】

よろしいですか。では続けてお願いします。

【事務局】

引き続き条例案説明

3時～ 休憩

3時10分 再開

【会長】

それでは再開します。

【委員】

質問があるのですが、今回の会議は何回程予定されていますか。

【会長】

事務局からお願いします。

【事務局】

開催回数は、4～5回位と想定はしています。次回以降は、今回の資料を基に進めて頂ければと思っています。それと開催のペースによって時期が決まってきます。決定した結果を持って議会に上程する予定ですので、通常、議会は9・12・3月となります。3月までに上程できればとは思いますが、内容の精査をせず上程はできませんので、会議の進捗状況によって決めていきたいと思っています。

【副 会 長】

だいたいどれ位のペースで考えていますか。

【事 務 局】

例として、市民憲章の制定時は、3ヶ月間で5～6回位会議を行いました。

あまり間が空きますと前回の会議の内容が不明瞭になるといけませんので、ある程度の間隔でお願いしたいと思います。

【副 会 長】

仮に3月までにしても毎月開催する位の段取りでないと間に合わないのではないのでしょうか。

【委 員】

私は拙速という言葉があるように、後々後悔しないように進めたいと思います。あらかじめ何月議会に出したいという気持ちも分かりますが、いささか拙速すぎないかと思っています。他の委員さんはどうですか。

【委 員】

事実上条例中に条例は法令上作れないのですが、他条例の上位に位置するものですので、慎重に議論するのは本来の主旨だろうとは思いますが、必ずしも時間をかければ良いものができるわけではないので、コンスタントに会議を開いて議論が前後しないように着実に前進するような期間をもって会を開いていくことが大事であると考えます。具体的にどうゆうペースになるかは私では分かりません。先程からの話の内容では、月1回位のペースで議論を行いこの案を皆さんの意見をもって修正をして進める方向が妥当であると考えます。その結果として何月議会に上程できるかは別にしてそこを絶対の目標とするのではなく、それ位の目標として進めていくのが妥当だろうと考えます。

【会 長】

他の委員さんは、よろしいですか。

【委 員】

納得しました。

【会 長】

それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

【事 務 局】

引き続き条例案説明

【会 長】

只今事務局から案として説明頂いたものを元にして4～5回の会議の中で各委員さんのご意見を頂いて進めるという形になると思います。何かご意見があればお願いします。

【委 員】

コミュニティ活動の部分ですが、条文案中「自治会等の地域のコミュニティ」についてですが、自治会も大事ですが、今はNPO・ボランティア活動としてコミュニティ活動を行っている団体があります。そのあたりの明記をしたほうが良いかなと思います。

【委 員】

協働の部分ですが、それぞれの条文にも言えることかと思いますが、「市民、市議会及び市の執行機関は、協働に努め、まちづくりを進めます」というところで具体的に協働について進められる条例の設置予定はないですか。第10条で具体的には、条例を別に定めると言っています。これと同じように具体的に条例を定めていくほうが良いかなと思います。

【会 長】

事務局から説明をお願いします。

【事 務 局】

今言われたような意見が今後会議の中で意見として出てくるとは思いますが、今後この条例が制定された後に次のステップとして、そういった議論に進んでいくと考えています。この条例の中でそういった意見を入れ込んでもらいたいということがあれば、この委員会として入れ込んでいただいてよいかと思っています。今言いましたように文言を入れるかどうかをこの委員会で決めて進めて頂ければと思います。

	<p><b>【会 長】</b> 今回の案を持ち帰り何回か会を重ねる中で意見をと考えてよろしいですね。</p> <p><b>【事 務 局】</b> は い</p> <p><b>【会 長】</b> 他にはよろしいですか。</p> <p><b>【委 員】</b> 今回説明いただいたもので次回意見をという事でよろしいですね。他の審議会では、事前に資料をお送り頂いて当日審議に入れるように進めている進行方法もありました。今後そのように進めて頂ければ、ありがたいです。</p> <p><b>【会 長】</b> 今後の進め方については、今のご意見も踏まえお願いしたいと思います。後ご意見がなければ閉会したいと思います。次回の日程ですが、この人数ですと調整が難しいと思いますが今決めたほうが良いですか。</p> <p><b>【事 務 局】</b> なかなか調整が難しいとは思いますが、ある程度の日程調整はお願いしたいと思います。</p> <p><b>【委 員】</b> (日 程 調 整) 7月22日(木) 3時からお願いします。</p> <p><b>【委 員】</b> できれば参考にされた、まちづくり基本条例関係の資料があれば教えてほしいのですが。</p> <p><b>【事 務 局】</b> 分かりました。お配りできるよう、今準備しますので、お帰りの際お渡しします。</p> <p><b>【委 員】</b> この推進委員の任期は何年ですか。策定が終了すれば解散ですか。</p> <p><b>【事 務 局】</b> 任期は2年となっていますが策定後も引き続き推進状況を見守って頂くということでお願いします。</p> <p><b>【会 長】</b> それでは、閉会の挨拶を副会長よりお願いします。</p> <p><b>【副会長】</b> この基本条例案は基本的な事を文章化されたということで、具体的な推進方法には入らないと理解しております。今回の案は、当然なことが書かれているなという感想です。まちづくりは、市民の皆さんがまちづくりに関与される度合いをどうしたら強められるかを強調した文章にできたらと思います。本日はお忙しい中参加して頂きありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。</p> <p style="text-align: center;">閉会 4時30分終了</p>
<p>事 務 局 (担 当 課)</p>	<p>瑞穂市 企画部 企画財政課</p> <p>TEL 058-327-4128</p> <p>FAX 058-327-4103</p> <p>e-mail kikaku@city.mizuho.lg.jp</p>